

令和7年度 文教委員会資料

【「第6期川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）」策定の取組状況について】

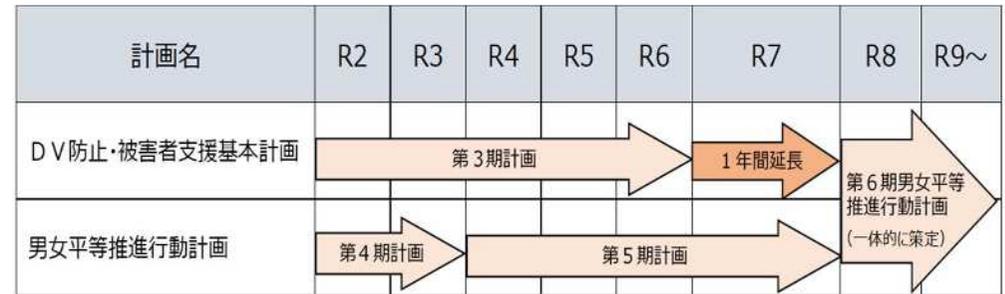
市 民 文 化 局

（令和7年8月22日）

「第6期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)」策定の取組状況について

1 「第6期川崎市男女平等推進行動計画」策定の趣旨

- 川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)は、川崎市総合計画を上位計画とした、男女平等に関わる分野別計画である。
- 総合計画第3期実施計画及び第5期川崎市男女平等推進行動計画の計画期間の終了に伴い、また、男女共同参画社会の形成に向けて社会状況の変化に的確に対応するため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「第6期行動計画」の策定を行う。
- 昨今の男女共同参画の課題は複雑化しており、多様な施策を相互に連携して推進することが必要であることから、これまで個別に策定していた「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」と「川崎市男女平等推進行動計画」を一体的に策定することとした。(令和6(2024)年8月に公表。)



2 現行の計画

(1) 川崎市男女平等推進行動計画

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村行動計画。
- 川崎市男女平等かわさき条例第8条に基づいて、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めるため、平成16(2004)年に第1期計画を策定。
- 現在：第5期(計画期間：令和4(2022)～令和7(2025)年度)
- 目標Ⅱは、女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画。
- DV防止及び被害者支援を、男女共同参画施策の一つとして位置づけている。(目標Ⅲ基本施策8「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」施策27「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進」)

(2) 川崎市DV防止・被害者支援基本計画

- DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画。
- 被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組を進めるため、平成22(2010)年に第1期計画を策定。
- 現在：第3期(計画期間：令和2(2020)～令和7(2025)年度)
※当初計画期間は令和6(2024)年度までだったが、一体的な策定に向けて1年間延長
- 「DVを許さない社会づくりを推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題である」と記載。(第1章「1 計画策定の趣旨」)

3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

- 令和4(2022)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)が成立、令和6(2024)年4月に施行された。
- 市町村については、「困難な問題を抱える女性」への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めることが求められている。

※国の基本的な方針において、市町村基本計画は「男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画等と一体のものとして策定することができる」とされている。

《参考》女性支援法について

【成立に至る背景】

- 婦人保護事業は、昭和31(1956)年に制定された売春防止法を法的根拠とし、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」の「補導処分」「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていなかった。
- 平成13(2001)年にDV防止法が成立したが、その他性暴力・性犯罪被害、人身取引被害、家庭関係破綻などの困難な問題を抱えている女性については、依然として売春防止法に基づく婦人保護事業の対象として運用せざるを得なかった。
⇒売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界
⇒売春防止法に基づく婦人保護事業から、新法に基づく女性支援事業への転換

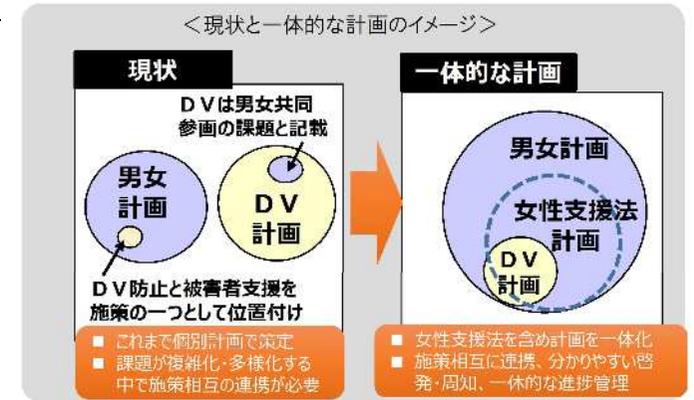
【主な内容】

- 法の基本理念：
 - ①困難な問題を抱える女性の意思の尊重と、多様な支援を包括的に提供する体制の整備
 - ②関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
 - ③人権の擁護を図り、男女平等に資することを旨とすること
- 旧売春防止法第4章に規定されていた「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」については、困難な問題を抱える女性の相談・支援を行う機関・職員として、それぞれ「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」として位置付けられている。
- 市町村については、
 - ・必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならないこと
 - ・民間の団体との協働による支援が可能であること
 - ・関係機関等により構成される「支援調整会議」を組織するよう努めなければならないことなどが規定されている。

4 一体的な計画としての策定とその理由

- 市は、「男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する」役割を担っている。（条例第3条）
- DVをはじめ、性暴力や虐待といった様々な暴力は重大な人権侵害であり、DV被害者及び性に起因する多様な困難な問題を抱える女性への個々への支援と、啓発や教育など社会全般に係る施策を相互に連携して取り組むことは、男女平等の実現に寄与するものである。

女性支援法に基づく市町村基本計画を新たに策定し、
男女平等推進行動計画とDV防止・被害者支援基本計画を統合するだけでなく、
女性支援法に基づく市町村基本計画についても、一体的な計画として策定することは有効である。



5 計画の一体的策定により得られる効果

- 男女共同参画に関わる4つの法律（男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法、女性支援法）に基づく施策が一つの計画に位置付けられることとなり、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的に推進することができる。
- 別個の計画で管理していた各施策の関係性が整理され、また、市総合計画と計画期間を合わせることで、位置づけが明確化され、分かりやすくなる。
- これまで本市の計画では位置づけられていなかったDV以外の女性支援の取組について、本市の施策として明確化される。

6 第11期男女平等推進審議会の答申

- 令和5(2023)年度に市長が「第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について」諮問し、令和7(2025)年3月21日に川崎市男女平等推進審議会から、第6期行動計画に盛り込むべき課題や改定の方向性について、答申を受けた。
- 第6期男女平等推進行動計画は、審議会からの答申を尊重し、その内容を踏まえて策定するものとする。

答申で示された「計画策定に当たって重要な事項」

- (1) 女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進
- (2) あらゆる領域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 働く場における女性活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- (4) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進
- (6) 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進
- (7) 男女共同参画を推進する体制の充実

7 第6期行動計画の目標等の設定に向けた留意事項

- 第6期行動計画では、第5期行動計画に引き続き、男女共同参画に係る教育や啓発がより一層必要となっている課題を踏まえ、「教育・啓発」を目標にするとともに、「家庭生活・職業生活」、「地域」という場面ごとの目標を設定していく必要がある。
- また、女性支援法に基づく女性支援は、これまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましいと同時に、困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは男女共同参画社会の形成において重要な施策となることから、新たに、困難を抱える女性等を社会全体で支える取組について、4つめの目標として設定する方向で検討を進める。
- 本計画の関連法上の位置づけ
 - ・男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づく市町村基本計画
 - ・女性活躍推進法第6条の規定に基づく市町村推進計画
 - ・DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画
 - ・女性支援法第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画
- 本計画は、SDGsにおける17の目標のうち「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と方向性を共有するものである。

第6期行動計画の目標及び基本施策のイメージ

目標	基本施策	男女共同参画社会基本法 市町村計画	女性活躍推進法 市町村計画	女性支援法 市町村計画	DV防止法 市町村計画
目標Ⅰ 男女共同参画に関わる教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った施策の推進	◎	○	○	○
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 4 働く女性・働きたい女性の活躍推進 5 誰もが働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現 6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進 7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	◎	◎	○	
目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進 9 男女共同参画の視点に立った誰もが安心して地域で暮らせるための支援の推進 10 生涯を通じた健康支援	◎	○	○	
目標Ⅳ 困難な問題を抱える女性等を社会全体で支える男女共同参画の推進	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進 12 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	○		◎	◎

8 現行計画における数値目標の達成状況

(1) 第5期川崎市男女平等推進行動計画

- 第5期行動計画では8つの数値目標を設定し、計画策定時の数値と現状値を比較すると、全ての項目で数値が改善した。

【現時点で目標達成している項目】… 3項目

【現時点で目標に至っていない項目】… 5項目

* : 目標達成に向けて
計画値よりも減少させるべき項目

下線 : 計画策定時より改善した項目
○ : 現時点で目標達成
△ : 現時点で目標未達

項目	計画策定時 【年度】	現状値 【年度】	目標値 【令和7年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	38.9% 【令和3年度】	<u>41.9%</u> ○ 【令和5年度】	40%以上
審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3年度】	<u>34.2%</u> △ 【令和6年度】	40%以上
* 女性委員ゼロの審議会等の数	22 【令和3年度】	<u>20</u> △ 【令和6年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3年 4月1日現在】	<u>25.9%</u> △ 【令和6年 4月1日現在】	30% 【令和8年 4月1日まで】
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2年度】	<u>245人</u> △ 【令和5年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2年度】	<u>77.6%</u> △ 【令和5年度】	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2年度】	<u>37.4%</u> ○ 【令和5年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	83 【令和3年度】	<u>146</u> ○ 【令和6年度】	100以上

(2) 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画

- 第3期DV計画では8つの数値目標を設定し、計画策定時の数値と現状値を比較すると、6つの項目で数値が改善した。

【現時点で目標達成している項目】… 2項目

【現時点で目標に至っていない項目】… 6項目

* : 目標達成に向けて
計画値よりも減少させるべき項目

下線 : 計画策定時より改善した項目
○ : 目標達成
△ : 目標未達

項目	計画策定時 【平成26年度】	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和5年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合			
①「平手で打つ」（身体的暴力）	①78.6%	① <u>83.9%</u> △	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」（精神的暴力）	②68.5%	② <u>74.4%</u> △	②78.0%
③「必要な生活費を渡さない」（経済的暴力）	③78.9%	③ <u>83.5%</u> △	③88.0%
④「性的な行為を強要する」（性的暴力）	④88.4%	④ <u>91.3%</u> △	④98.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」（社会的暴力）	⑤57.9%	⑤ <u>69.1%</u> ○	⑤62.0%
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.8%	<u>61.0%</u> ○	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	34.0%	33.1% △	40.0%
* DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	52.9%	56.3% △	45.0%

9 現行計画の取組状況と課題を踏まえた第6期計画策定の方向性

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

第5期行動計画の取組状況と課題

【これまでの主な取組】

- 男女共同参画に関する多様な学習機会の提供
- 小学校の児童・教員等に向けた男女平等教育参考資料の作成・活用
- 「公的広報の作成に関する表現の手引」の作成・活用 など

川崎市男女共同参画センターが開催した講座数及び参加者数



川崎市男女共同参画センターでのインターンシップ生受け入れ



男女共同参画かわさきフォーラム参加者数

R2	R3	R4	R5	R6
288人	373人	380人	249人	293人



男女共同参画かわさきフォーラム（令和6年度）

小学生向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」配布数（R6年度）

学校数	教材送付数
125校	13,405冊 ※

※小学生3年生向け教材送付数



小学生向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」

【課題】

- 性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き意識啓発等の事業と併せて各領域における女性の参画拡大、幼少期から多様な生き方を選択できる力を育むことが必要である。
- 市職員が男女平等について十分に理解し、性別による役割分担を固定化しない広報資料の作成や、男女で異なるニーズがあることを把握して施策の推進に取り組むことが必要である。

第6期計画策定の方向性

- 男女共同参画に係る啓発や教育は重要であり、市民全体への意識改革や理解促進に引き続き取り組む。
- 市の全ての施策を男女共同参画の視点から実施していく上で、ジェンダー統計の活用により性別によって異なるニーズを把握し、固定的な役割分担を再生産することがないように継続して点検・評価していく。

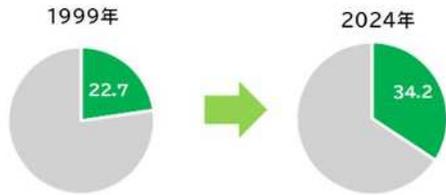
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

第5期行動計画の取組状況と課題

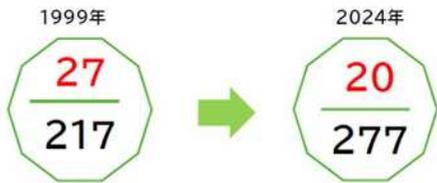
【これまでの主な取組】

- 会議や通知等を通じた審議会等委員への女性の参加促進に関する庁内への周知・働きかけ、女性委員候補に関する情報提供
- 女性の就業・キャリアアップ・起業に向けた支援講座・相談事業等の実施
- 男性のための子育て支援講座の開催や、男性が主体となって企画運営を行う子育て講座等の開催
- 「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた企業等の取組の支援 など

審議会等委員に占める女性の割合 (%)



女性委員ゼロの審議会等の数



(出典：「令和6（2024）年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」「かわさきの男女共同参画データブック2024」)

川崎市男女共同参画センター主催の起業・経営相談

相談会名	令和6年度実績
起業家無料相談会 (協力：川崎市産業振興財団)	62人 (対面47人、オンライン15人)
女性起業家のための創業・融資相談会 (共催：日本政策金融公庫)	12人 (対面10人、オンライン2人)
起業家向け無料相談会 (共催：川崎市信用保証協会)	18人 (対面のみ)

川崎市男女共同参画センターによる「女性のための働き方・しごと相談」

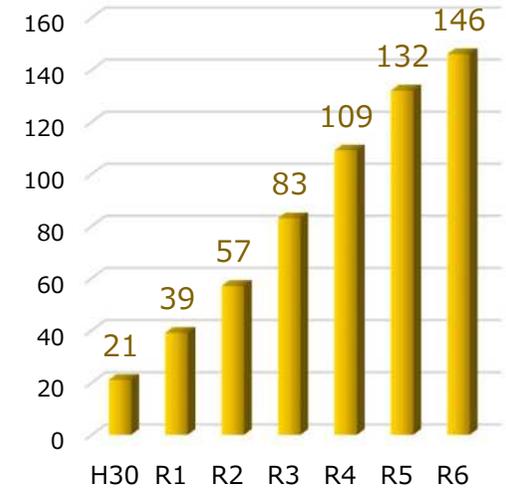
相談手法	令和6年度実績
対面	92件
オンライン	21件
電話	1件



男性が主体となって企画運営している市民グループの活動の様子



かわさき☆えるぼし認証企業数



【課題】

- 市の審議会等委員及び課長級職員に占める女性の割合は増加しているものの、設定している目標を達成できていない。
- キャリア形成の阻害や、男女の生涯賃金の差異等の要因となる非正規雇用の割合が、女性は男性に比べて高い。
- 男性の家庭生活への参画は増加傾向にあるが、引き続き長時間労働を是正し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が必要。

第6期計画策定の方向性

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、積極的な働きかけや意識啓発、情報発信を行っていく。
- 女性がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう支援していくとともに、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画に向けて引き続き働きかけを行い、男女問わず仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進する。

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

第5期行動計画の取組状況と課題

【これまでの主な取組】

- 市民団体・関係機関と連携した防災講座や各区総合防災訓練へのブース出展等による、男女共同参画の視点に立った地域防災の推進に向けた啓発
- かわさき男女共同参画ネットワーク全体会議や出前講座等を通じた、地域における男女共同参画の理解促進 など

男女共同参画の視点に立った地域防災の推進(R6年度)

主な実施内容	回数	参加者数
男女共同参画の視点からの防災講座 (市民団体との協働)	9回	138人
避難所運営サポーター養成研修、職務関係者意見交換会等 (危機管理本部との連携)	8回	383人
各区総合防災訓練等の防災・減災イベント出展 (市民団体との協働)	14回	-

地域における男女共同参画の理解促進に向けた出前研修の実施実績 (R6年度)

主な実施内容	回数	参加者数
民間企業等への出前研修	5回	205人



出前研修チラシ



市内民間施設でのパネル展示



各区総合防災訓練へのブース出展



かわさき男女共同参画ネットワーク全体会議

【課題】

- 全国の被災地において、避難所運営など様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所や物資提供において各人のニーズの違いが配慮されない課題や、DVや性暴力被害が生じるといった課題が顕在化。
- 地域における女性リーダーは増加傾向にあるものの、方針決定過程への参画は十分に確保されているとは言い難い状況にある。

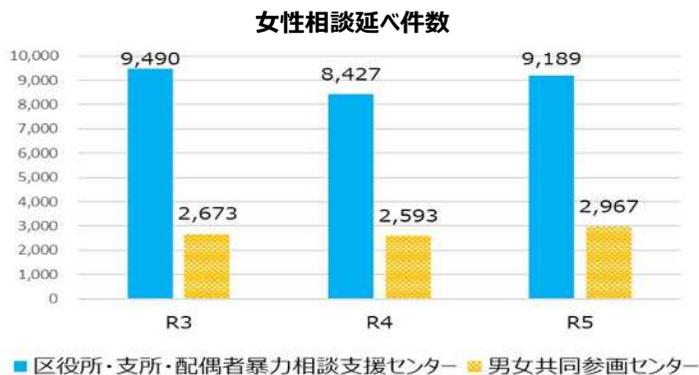
第6期計画策定の方向性

- 地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、職員や地域に向けて継続的な研修や意見交換等を通じた啓発活動を推進し、防災体制を構築していくことが重要である。
- 地域活動における男女共同参画について、地域の事業者や団体に向けて、広く意識啓発や情報発信により引き続き働きかけていく必要がある。

第3期DV計画など目標に関連する取組状況と課題

【これまでの主な取組】

- 区役所・支所、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターでの相談事業の実施
- 関係機関との連携によるDV被害者に対する相談支援や自立支援
- 地域の関係機関と連携した居場所づくり事業の実施
- 中学生・高校生・大学生に対するワークショップ実施によるデートDV防止対策の強化 など



川崎市男女共同参画センターによる居場所づくり事業（R6年度）

居場所事業数	開催回数	参加者数
7種	51回	679人



シングル女性のための居場所づくり事業「お月さまカフェ」

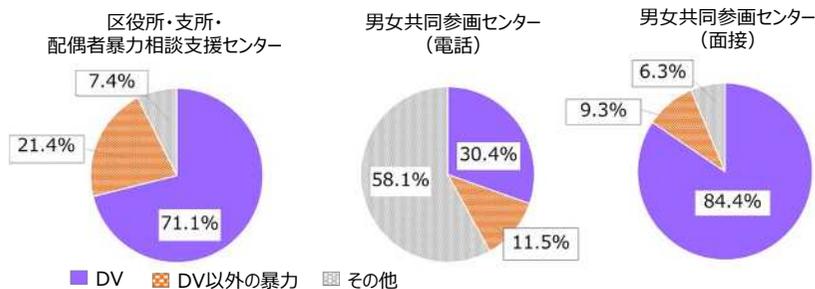
デートDV予防啓発プログラム
実施回数・参加者数（R6年度）

	中学校	高校	大学
実施回数	5回	1回	6回
参加者数	649人	48人	574人

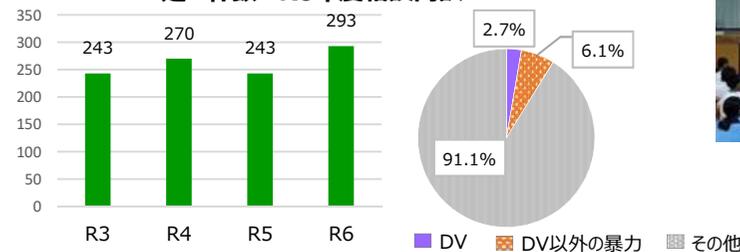


中学校でのデートDV予防啓発プログラム

女性相談内訳（R5年度）



男女共同参画センターにおける男性相談
延べ件数・R6年度相談内訳



【課題】

- 暴力被害相談窓口の認知度は低く、「DV被害に遭った際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合」も高い状況から、相談に繋がるための取組が必要。
- 女性が生活上で直面する困難は複雑化し、支援ニーズも多様化しており、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが法で求められている。

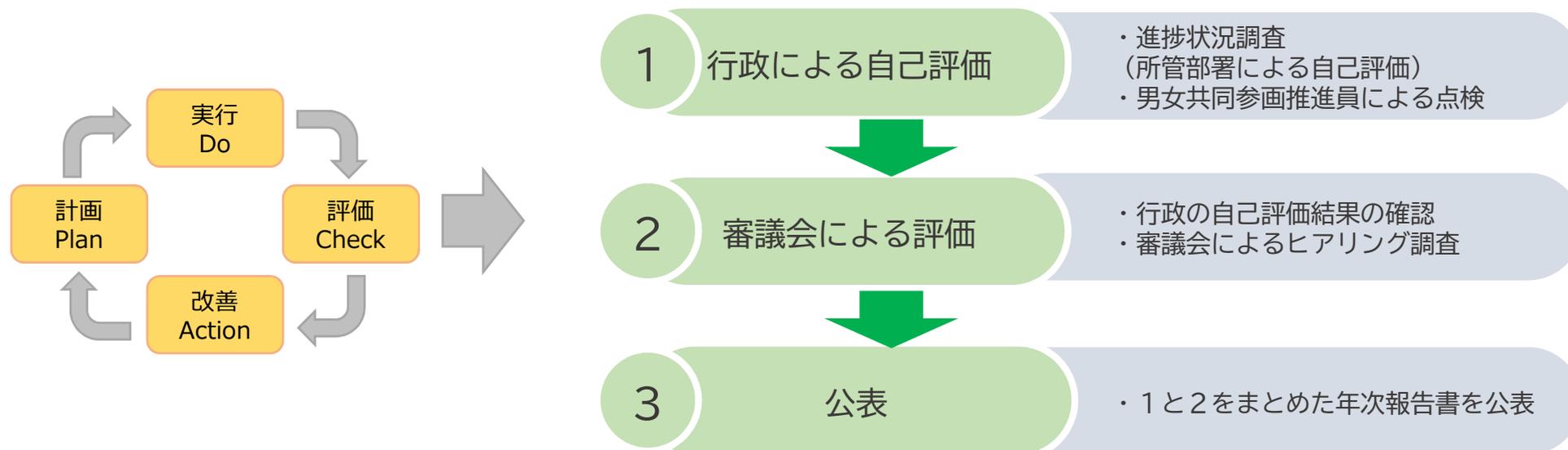
第6期計画策定の方向性

- 基本施策として「困難を抱えた女性等に対する支援の推進」、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進」を設定し、女性支援法やDV防止法に基づく取組を推進する。
- 関係機関等との連携・協働により、困難な問題を抱える女性等への支援を包括的に提供する体制の整備を図り、効果的な広報を行った上で、支援調整会議を中心に円滑かつ効果的な支援に向けて取り組んでいく。

10 第6期男女平等推進行動計画の進行管理の考え方

第6期男女平等推進行動計画では、第5期行動計画と同様に、行政による自己評価、審議会による評価、年次報告書による報告を毎年度行うことで進行管理を行うこととする。

なお、総合計画改定方針の趣旨も踏まえ、進行管理手法の合理化等についても今後併せて検討していく。



11 今後のスケジュール

令和7年11月 : 文教委員会へ報告(第6期男女平等推進行動計画(案))

令和7年12月 : 市民意見の聴取(パブリックコメント手続き、説明会の開催)

令和8年2~3月 : 文教委員会へ報告(第6期男女平等推進行動計画)、計画策定